

(要領様式第11)

事業計画書に対する市長意見書

令和 7 年 8 月 21 日

宮澤木材産業株式会社
代表取締役 宮澤 遙 様

長野市長 荻 原 健 司

令和 7 年 5 月 23 日付けで提出のあった事業計画書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第61条第 1 項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市中曽根2172番	
廃棄物の処理施設の種 類	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設（破碎施設）） 産業廃棄物中間処理施設（破碎施設）	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	木くず（特別管理一般廃棄物、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、刈草	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）	148.736 t / 日（稼働時間 8 時間）	
変更の概要	変更後	変更前
	木くずの破碎施設 148.736 t / 日	追加

2 市長意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他市長が必要と認める事項についての意見	特にありません。